

3—5 経営健全化支援資金（新型コロナウイルス対策）

(1) 貸付対象者

- ア 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、危機関連保証制度要綱（2017・10・23 中庁第1号）に定める危機関連保証を利用する者
- イ 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、最近3か月のうちいずれか1か月の売上高又は収益性が、前年同月又は前々年同月に比べ15パーセント以上減少している者
- ウ 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、セーフティネット保証4号を利用する者

(2) 貸付条件

貸付限度額	設備資金 6,000 万円 運転資金 8,000 万円
貸付利率	年0.8%
貸付期間 ※1	設備資金 10年以内（うち据置2年以内） 運転資金 7年以内（うち据置2年以内）
担保	必要に応じて徴する
保証人	原則として法人代表者以外不要
返済方法	元金均等による月賦返済

※1 貸付期間は1年超とすること

(3) 申込書類

ア 共通提出書類	
①	融資あっせん申込書（様式第1号）
②	貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの（決算後6か月以上が経過している場合は、直近の試算表又は売上の推移が確認できる書類も必要）
③	長野県県税のすべて及び市町村の定める税目に係る納税証明書（未納のないことを示す証明書）
④	許可証等の写し（許可等を有する業種に限る。許可証等は、許可等の種類ごとに、代表的な事業所分をつけること。特定の店舗に係る資金使途の場合は、当該店舗分の写しも必要となる）
⑤	金融機関、保証協会等、市町村又は県が必要とする書類
イ 前記(1)貸付対象者 ア又はウの場合	
⑥	市町村長の発行する特例中小企業者又は特定中小企業者の認定書（写し可）
ウ 前記(1)貸付対象者 イの場合	
⑦	経営向上計画書（新型コロナウイルス対策用）（様式第14号の2）
⑧	売上げ台帳等、要件に該当することを確認できる書類の写し
エ 設備資金の場合	
⑨	設計設備計画図及び見積書並びにカタログ等（写し可）
⑩	建築確認済証の写し（建物を対象とする場合に限る）
⑪	土地売買契約書案等、土地の価格が確認できる書類（土地を対象とする場合に限る）

⑫ 事業所以外の場所に設置する設備にあつては、設置場所の略図

キ 提出部数

4部（なお、②、③は県及び市町村あて2部。⑤は各機関の定めるところによる）

※ 保証協会等に対して、この他に提出が必要な書類は別表のとおり

(4) 融資手続き

「融資手続き（あっせん経路）一覧」の（2）に該当。

(5) その他のポイント

ア 前記(1)貸付対象者アの危機関連保証については、令和3年6月30日までに貸付実行されたものが対象となること（経済産業大臣が期間を延長する場合を除く）。

イ 前記(1)貸付対象者イの「最近3か月」については、直近3か月の中で最新の書類（試算表等）が作成されている月及び、その前の2か月分の売上高又は収益性にて比較を行うこと。